

数 理 会 会 則

昭和37年 7月 発効
昭和39年 5月
昭和40年 5月 一部変更
昭和41年 5月
平成 2年 4月 一部変更
平成 8年 5月 一部変更
平成10年 7月 一部変更
令和 元年10月 一部変更

- 第1条 (名称) 本会は京都大学数理会と称する。
- 第2条 (目的) 本会は会員相互の交流を深め各員の心身を練磨し学術の向上をはかることを目的とする。
- 第3条 (本部・支部) 本会の事務所は京都市左京区吉田本町京都大学工学部情報学科数理工学コース内に置く。本会は支部を置くことができる。
- 第4条 (会員) 会員は、京都大学工学部数理工学科、情報学科数理工学コース、及びそれらを兼担する工学研究科と情報学研究科の分野に在籍中又は在籍していた学生、教職員、及び研究生等とする。
- 第5条 (退会) 会員は、退会届を委員会に提出することによって本会を退会することができる。
- 第6条 (除名) 会員に本会の目的に反する行為があったとき、または除名すべき正当な事由があるとき、委員会の決議をもってこれを除名することができる。
- 第7条 (事業) 本会は第2条の目的を達成するために各種の事業を行う。
1. 総会
2. 会誌の発行
3. 会員情報の適切な管理と保管
4. その他
- 第8条 (会長) 会長は、情報学科数理工学コース長とし、本会を代表するものとする。
- 第9条 (委員) 第7条の事業を円滑に行うために、会長は、会員の中から会計1名を含む2名の委員を選出する。
- 第10条 (委員会) 委員会は会長及び委員によって構成し、各年度の始めと終わりに定例会議を開き、会務の報告、その他事業活動に必要な事項について審議し、必要に応じて臨時会議を招集する。委員会の決定は全会一致とする。
- 第11条 (委員の任期) 委員任期は一事業年度とする。但し再選はさまたげない。
- 第12条 (年度) 本会の事業年度及び会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第13条 (会務の報告) 委員会は各年度の始めに会員に前年度の会務の報告を行う。
- 第14条 (改正) 会則の改正は委員会が発議し、委員会招集の総会において出席者の過半数の賛成によって成立する。

(以上)